

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和8年度第1回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和8年8月4日（火） 午後3時30分から午後4時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室 （津市西丸之内23番1号）
4 出席した者の氏名	（津市介護保険事業等検討委員会委員） 浅田順子、石川博之、奥田昌也、笠井瑞穂、 片岡福生、小出奏穂、清水明、高林光暁、武田誠一、 田端佳代子、永田博一、福本克己、村瀬博、横山立夫、 渡部泰和 （事務局） 健康福祉部長 福田政一 健康福祉部次長 松田孝行 介護保険課長 中津宜大 高齢福祉課長 加藤充孝 地域包括ケア推進室長 新なおみ 高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 松尾辰彦 地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹 （兼）地域包括支援センター 前山広重 介護保険課調整・介護保険担当主幹 丹羽智厚 介護保険課介護保険担当主幹 坂本佐知 介護保険課介護保険担当副主幹（兼）認定審査担当副主幹 坂倉誠
5 内容	(1) 地域密着型サービス事業者の公募実施について (2) 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (3)その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 059-229-3149

	E-mail 2 2 9 - 3 1 4 9 @city.tsu.lg.jp
--	--

事務局（坂本） それでは定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第１回市介護保険事業等検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入るまで進行役を務めさせていただきます、介護保険課の坂本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の皆様の席順でございますが、資料３枚目の席次表のとおりとさせていただきますので、御了承ください。

続きまして本日の委員の出席ですが、久居一志地区医師会奥田委員、津薬剤師会寺田委員、津歯科医師会林委員が現時点で欠席となっております。

また、三重県介護支援専門員協会津支部小出委員から、都合により遅れて出席されると連絡を頂いております。

このため、現時点で委員１７名のうち出席委員１３名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第６条第２項の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、当委員会は、津市情報公開条例第２３条の規定に基づき公開とし、会議の内容を録音させていただくとともに、会議の議事録を津市公式ウェブサイト上で公開させていただきますのでよろしくお願いします。

次に、本市の人事異動に伴い、事務局に異動がございましたので、紹介させていただきます。

【事務局紹介】

事務局（坂本） それでは、事務局を代表して、健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

【健康福祉部長挨拶】

事務局（坂本） それではここで、本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、事項書、委員名簿、席次表、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱、資料１、資料２、資料３になります。あわせて、以前に配付させていただきました「津市第１０次高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画」をお持ちいただいているかと思います。不足等ございましたらお申し出ください。

それでは、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第６条第１項に「委員長が議長となる。」と規定されていることから、ここからは、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

渡部委員長、よろしくお願いいたします。

渡部委員長 津地区医師会の会長、渡部といいます。今年度もよろしくお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。進行に御協力をお願いします。

まず、事項１地域密着型サービス事業者の公募について、事務局の説明を求めます。

事務局（中津） 地域密着型サービス事業者の公募につきまして御説明いたします。

お手元の資料１－１を御覧ください。こちらは第１０次高齢者福祉計画第９期介護保険事業計画の５９ページを抜粋したものです。

地域密着型サービスは、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活を続けられるように地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される、津市が指定している介護保険サービスです。

地域密着型サービスは、資料１－１に記載のとおり９種類のサービスがあります。現在の整備の方針といたしましては、「今後の方針」欄の記載のとおり、このうち５つのサービスについて、地域のニーズや事業者の動向を見ながら、未整備圏域を中心に今後の整備を進めていくこととしています。

このことから、令和９年度の介護保険制度改正において、定

期巡回・随時対応型訪問介護看護への統合が見込まれている夜間対応型訪問介護を除く4種類のサービスについて、新規の事業所を公募するものです。

公募の内容につきましては、資料1―2「令和8年度津市地域密着型サービス事業者募集要領（案）」のとおりですが、先に各サービスの概要について、御説明いたします。

資料1―3「公募を行う地域密着型サービスの概要」を御覧ください。

合わせて、資料1―4「日常生活圏域別整備状況図」も御覧ください。こちらは、既に整備された4種類のサービス事業所を記号で示した図とその下に、募集を行うサービスの種類及び整備数等を掲載したものです。

資料1―3をお願いします。

まず、①の定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですが、津市には現在2か所のサービス事業所があります。

このサービスは、ホームヘルパーなどによる、定期的な巡回訪問や利用者から随時、連絡を受けての訪問により、介護やその他の日常生活上の世話をを行うことや、看護師等が療養上の世話等を行い心身機能の維持回復を図るサービスで、訪問介護と訪問看護を合わせたようなサービスでございます。

資料1―4でひし形の中に定という字が記載されている圏域が整備済の圏域です。

整備数は今年度も引き続き1か所とし、既に整備済みの橋南、一志圏域を除いた未整備の圏域で募集します。

次に、②の認知症対応型通所介護ですが、津市には現在8か所のサービス事業所があります。

このサービスは、認知症の症状がある方に対して、能力に応じ自立した日常生活ができるように、事業所に通っていただき、日常生活の世話や生活機能の訓練を行うサービスでございます。

事業形態としては、独立した施設で事業を行う単独型、特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において事業を行う併設型、グループホームなどの居間や食堂を利用して事業を行う共用型があります。

資料 1－4 で四角に認という字が記載されている圏域が整備済みの圏域です。

このサービスは、制度上は公募する必要はありませんが、認知症高齢者の増加が見込まれることから、整備数を 1 か所とし、県の補助金が活用できる「単独型」を圏域を問わず募集します。

次に、③の小規模多機能型居宅介護ですが、津市には現在 8 か所のサービス事業所があります。

このサービスは、通所介護、訪問介護、ショートステイの三つのサービスを一つの事業所で組み合わせて受けることができるサービスでございます。

利用者は利用登録をした事業所で、通いを中心に、随時、訪問や泊まりのサービスを生活に合わせて利用することができます。

資料 1－4 で三角の中に小という字が記載されている圏域が整備済みの圏域でございます。

整備数は今年度も引き続き 2 か所とし、ニーズが高い久居、河芸、美里及び香良洲の 4 圏域を優先としつつ、未整備圏域を対象に 2 か所募集します。

最後に、④の看護小規模多機能型居宅介護ですが、津市には現在 2 か所のサービス事業所があります。

このサービスは、先ほどの小規模多機能型居宅介護に訪問看護機能を追加したもので、介護と看護の一体的なサービスを受けることができることから、医療依存度の高い方を対象にサービスを提供いたします。

資料 1－4 で丸の中に看という字が記載されている圏域が整備済みの圏域でございます。

整備数は今年度も引き続き 1 か所とし、整備済みの西橋内、一志圏域を除く圏域で募集いたします。

続きまして、資料 1－2 「令和 8 年度津市地域密着型サービス事業者募集要領（案）」について、御説明いたします。

1 ページは、目的と募集を行うサービスの種類及び整備数について記載しています。このうちサービスの種類及び整備数については、先ほど、御説明した内容となっております。2 ペー

ジ下段から3ページにかけては、応募資格と応募の無効について。4ページ上段には、選定後の補助金の財政的支援について。4ページ中段から6ページにかけては、応募方法について。6ページ中段からは、選定方法等を記載していますが、個々の説明につきましては、時間の都合上、割愛させていただきます。

最後に、公募のスケジュールでございますが、「広報津」8月号と津市公式ウェブサイトにも募集案内を登載し、8月24日から9月28日までの36日間、応募を受け付けます。

応募がありましたら、介護保険事業等検討委員会におきまして、事業予定者に対して、委員の皆様から質疑等を行っていただき、当該委員会での意見等を踏まえた上で、津市で事業者を選定します。選定後は、津市から介護保険事業者として指定を行った後、令和9年4月1日から令和10年4月1日までに事業を開始することになります。

以上で説明を終わります。

渡部委員長 それでは、委員の皆様、ただいまの報告に関して御意見、御質問がありましたら発言をお願いします。

横山委員 それぞれPRをしていただくことになっているのですが、介護保険課に対して、作りたいという下相談みたいなものはありますか。

事務局（中津） 今年度、4月に入ってから、まだそういったお問い合わせはありません。昨年度は興味のあるところから問い合わせがあったようですけれども。今回広報津と津市公式ウェブサイトに掲載した後に反応があればと思っています。

横山委員 介護保険制度が改定される度に制度が使いにくくなっているというようなところは、事実としてありますから、そういうことが影響して、本当はやりたいけどもどうしようかなと迷っている事業所があるのではないかと心配するのですが、そのあたりはどうですか。

事務局（中津）　そうですね。そういったお話が少しでもありましたら私どもとしても丁寧に御説明をして、今委員がおっしゃったとおり制度上とても改定が多くて複雑化しているのは事実でございます。また、昨今こういった御時世でもございますので、その辺、私ども圏域ごとの整備という意味で募集したいという思いがございますことから、丁寧に説明をしていきたいとは考えております。

渡部委員長　他にどなたか御質問ありませんか。

では一つ。認知症対応型通所介護もずっと募集していますけど、平成24年以来まだ参入がありません。それで、津市として大体これぐらい整備していきたいという目標はあるのですか。

事務局（中津）　今現在8か所ございまして、現実、なかなか応募がない中ですが、1か所ずつ整備をしていきたいという思いがあります。次期計画を今年度から来期に向けて作りますので、その中で改めて検討したいと考えております。

渡部委員長　他にどなたかよろしいでしょうか。

では、よろしく公募のほどお願いします。

続きまして事項2、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について事務局の説明を求めます。

事務局（中津）　次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきまして、御説明いたします。

資料2-1「津市第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について」を御覧ください。

1の「計画の法的位置づけ」ですが、まず、高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づき、介護給付等の対象サービスや介護予防事業の提供のほか、ひとり暮らし高齢者の生活支援のためのサービスの提供や、地域住民による自主活動として実施される介護予防の取組など、地域における高齢者を対象とする福祉サ

ービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画でございます。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年に一度、津市の要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの給付実績やアンケート調査結果による今後の利用の意向等から、サービスの種類ごとの量の見込み等について定め、介護保険の今後の事業費の見込みを明らかにし、介護保険料を決定していく、介護保険制度運営の基となる事業計画でございます。この2つの計画は、介護給付等の対象サービスに関する事項が共通していることや、連携して事業を実施し、調和を保つ必要があることから、総合的な計画として一体的に策定するものとなります。

次に、2の「計画期間」ですが、計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間となり、令和9年度から次期計画がスタートすることから、今年度中に新しい計画を策定することとなります。

次に、3の「計画の見直しのポイント」ですが、現在、国から示されている次期計画の基本指針（案）に係る見直しのポイントに則して、現計画の構成をベースとし、次の3つの項目について、計画への記載を充実していきます。

まず、1つ目は「介護サービス基盤の計画的な整備」として、2040年にかけてサービス需要が変化していく中で、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、2040年度を見据えた中長期的な推計を実施します。

2つ目は「地域包括ケアシステムの深化」として、実施した推計結果を踏まえた上で、2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項を検討します。

3つ目は、「介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等」として、三重県が主体となって実施する推計結果や取組事項を踏まえ、三重県と連携した取組事項を設定します。

以上のポイントに留意し、次期計画を作成していきたいと考えています。

最後に、4の「計画策定のスケジュール」ですが、本日、次

期計画（案）の第１章及び第２章について、御意見等を頂いたのち、１０月に中間（案）をお示しし、パブリックコメントを経て、令和９年２月に最終（案）を御報告させていただき、３月に次期計画が完成する見込みとなっています。

続きまして、資料２－２「第１１次高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画（案）」を御覧ください。

１枚めくっていただきまして、目次をお願いします。

次期計画の構成については、現計画と同様の全６章の構成を考えており、今回お示しさせていただきますのは「第１章 計画の策定にあたって」の計画の背景と目的等、「第２章 高齢者を取り巻く現状と課題」の現計画である第１０次高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画を振り返ってのそれぞれの項目の現状と課題になります。

なお、各事業の実績値及び見込値の欄において、第９期の令和８年度分の見込値の欄は、事業開始から数箇月しか経過していないことから、空白となっていますが、今後、見込値が算出できた時点で、数字を入れることとなります。

さらに、次期計画の考え方や施策の推進に関わる、第３章、第４章及び第６章については次回１０月に、第５章の介護保険事業費の見込みと介護保険料については、国における介護報酬の改定の内容が１２月頃に示される予定となっておりますので、それを踏まえた上で保険料を算定し年明け２月に、それぞれお示しさせていただく予定です。

それでは、１ページをお願いします。

「第１章 計画の策定にあたって」の「１ 計画の背景と目的」についてですが、２０４０年に向け、介護と医療のニーズの高い８５歳以上人口が増加し、要支援・要介護者の増加が見込まれる中、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくり、認知症施策の総合的な推進や、多様なニーズに対応した在宅サービスの提供・整備などの取組を進める必要があります。本計画は、これまでの計画の実績を評価し、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するための目標と方向性を明らかにし、地域包括ケアシステムの深化に向けた方策等

を定めることを目的として策定します。

2 ページをお願いします。

「4 計画の策定体制」の「(2)アンケート調査の実施」についてですが、計画の見直しを行うに当たり、介護保険の対象となる市民及び介護支援専門員の方々から、介護保険事業や高齢者を取り巻く地域社会に関する意見を把握するため、令和8年2月4日から3月24日までを調査期間としたアンケート調査を令和7年度に実施しました。

アンケート調査は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」及び「介護支援専門員調査」の3種類を実施し、総数8,345通を発送、5,292通の返送がありました。

なお、調査結果につきましては、現在、集計・分析中でございます。

3 ページをお願いします。

「第2章 高齢者を取り巻く現状と課題」でございますが、この第2章については、現計画期間中に取り組んできたことのうち、主なものについて、御説明いたします。

4 ページをお願いします。まず、「(2)地域包括支援センター機能の強化」についてですが、地域包括支援センターは、地域包括ケア推進室に設置した直営の地域包括支援センターを基幹型とし、市内10か所に設置した委託型地域包括支援センターを統括する役割を果たしながら、各センターがそれぞれの担当地域に密着して、高齢者の総合相談等、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を担っており、介護予防・日常生活支援総合事業の展開等を通じて、地域包括支援ネットワークの基盤づくりに取り組んでいます。

5 ページをお願いします。

次に、「(3)地域ケア会議の開催」についてですが、地域包括支援センターの担当エリアを基本に、地域ケア個別会議や地域ケア調整会議など、地域特性や課題に応じた地域ケア会議の開催に取り組んでいます。

また、地域ケア会議を開催する際、基幹型地域包括支援セン

ターが現下の状況にあった協議テーマを示すことで、質の高い平準化が図られるよう取り組んでいます。

6 ページをお願いします。

次に、「(4)地域における生活支援体制の構築」についてですが、地域包括ケアシステム構築の一環として、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、住民活動やボランティア活動も含めた支援体制の構築や地域資源の把握などの役割を担う、生活支援体制整備事業を津市社会福祉協議会に委託し、市内全域の第1層に2名、日常生活圏域の第2層に13名の生活支援コーディネーターを配置しており、当該事業の充実・強化による、きめ細かな地域支援体制の構築に取り組んでいます。

7 ページをお願いします。

次に、「2 認知症高齢者の総合的な支援」の「(1)認知症の早期発見・初期支援の充実」についてですが、認知症は早期発見・初期支援が重要であるとの認識の下、その取組の中核となる認知症初期集中支援チームを市内2か所で運営し、認知症に関する様々な相談や介護ケアに関する相談に対応しており、保健師等の専門職が家族等からの相談に基づき、認知症が疑われる人等の自宅を訪問し、認知症専門医の助言を受けながら一定期間集中的に支援を行い、適切な医療機関の受診や介護サービスの利用につなげています。

また、2か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護の有機的なネットワークの構築と地域における認知症支援の担い手の育成を進めています。

さらに、「チームオレンジ・あしたば」等による普及啓発や見守りの活動、認知症カフェ等の居場所づくりを推進し、認知症に対する正しい理解の普及と地域ぐるみで認知症の人と家族を支える体制づくりを進めています。

8 ページをお願いします。

次に、「(2)認知症高齢者の見守り体制の構築」についてですが、認知症による徘徊行動のおそれのある高齢者が行方不明となった場合に早期に対応できるよう、徘徊SOSネットワーク津では、民生委員・児童委員や介護サービス事業者等へ協力者とし

での登録をお願いし、行方不明となった方の早期発見・保護につなげる見守り体制の推進に取り組んでいます。

また、認知症高齢者の徘徊時に、その居場所を確認することができるよう、徘徊探知機購入費等補助金交付事業を行っています。

9 ページをお願いします。

次に、「3 医療・介護の連携の推進」の「(1)在宅医療と介護の連携」についてですが、津地区医師会及び久居一志地区医師会の協力を得て開設された「津市在宅療養支援センター」を中心に、在宅療養に関する医療機関や介護サービス従事者又は患者とその家族からの相談対応などに加え、医療・介護の関係者などの多職種で構成されたネットワーク会議及び専門部会により、在宅医療・介護連携推進事業を推進しています。

具体的な取組として、医療・介護関係者による在宅医療についての市民向け講演会の開催のほか、地域の医療・介護資源をリスト・マップ化した、関係者向けの「津市在宅医療・介護連携ブック」や市民向けの「津市在宅医療・介護あんしんブック」を作成しています。

また、人生の最終段階を考えるACP（アドバンス・ケア・プランニング）について、在宅療養支援センターで作成したリーフレットを活用し、市民向けの研修会の開催や、医療・介護関係者への研修会等の機会を通じて、普及・啓発に取り組んでいます。

11 ページをお願いします。次に、「4 地域共生の社会づくり」の「(2)包括的支援体制の整備」についてですが、制度や分野の縦割りや、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えた、地域共生社会の実現に向け、多様化、複合化する課題に対応できる包括的な支援体制の構築や社会福祉基盤の整備等の取組を進めています。

また、地域包括支援センターや津市社会福祉協議会による総合相談では、地域生活課題を抱える住民及びその家族やその他関係者からの相談に包括的に応じるとともに、本市でも生活全般に関する相談窓口として「生活福祉・自立応援包括支援窓口」

を設置し、孤独・孤立に関することや就労支援を含む各種の相談に応じています。

12ページをお願いします。次に、「5 いきいきと元気に暮らす地域づくり」の「(1)高齢者の多様な生きがい活動への支援」についてですが、老人クラブでは、地域を支える多様な活動を行っていますが、クラブ数・会員数ともに減少し、活動の縮小や休止・解散に至るクラブも見られることから、会員の意向を丁寧に把握しながら、加入促進とクラブ間の連携強化に向けて取り組む必要があります。

また、敬老事業については、対象となる高齢者の増加や社会情勢の変化などを踏まえ、現行のまま継続することは今後見込みが立てにくい状況にあることから、長寿をお祝いするという趣旨を大切にしながらも、敬老事業と敬老祝金事業の在り方を複合的に見直し、持続可能で効果的な事業となるよう検討を進めています。

さらに、高齢者外出支援事業では、市内のコミュニティバス、民間路線バスの乗車時に利用できるシルバーエミカを交付し、年間2000ポイントを上限、令和6年度から令和8年度まではさらに500ポイント上乗せし、ポイントを付与しています。

13ページをお願いします。

次に、「(2)社会参加活動への支援」についてですが、シルバー人材センターについては、登録会員数が減少傾向で推移しており、会員となる人材の確保や多様化する利用者ニーズに対応できる会員の確保が課題となっています。同センターでは、毎月の入会説明会の開催等による人材確保に努めるとともに、会員講習会の開催や各種作業マニュアルの遵守徹底に取り組んでいます。

次の「(3)健康づくりの推進」についてですが、フレイル予防の取組として、三重県後期高齢者医療広域連合の交付金を活用し、フレイルリスクが高い人へ保健師等の専門職が個別訪問を行うハイリスクアプローチと、ふれあい・いきいきサロンなどの高齢者の集いの場に出向き、健康教育等によりフレイル予防の普及啓発を行うポピュレーションアプローチを実施していま

す。今後も、保健事業と介護予防事業の一体的なフレイル予防の取組を推進していく必要があります。

14ページをお願いします。

次に、「(4)介護予防・日常生活支援総合事業の推進」の「①一般介護予防事業」についてですが、一般介護予防事業では、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援するとともに、高齢者自らが主体的に介護予防に取り組む地域社会の構築を進めており、介護予防事業に取り組む事業者への委託により、こことからだの介護予防教室等を開催し、介護予防の学習、運動習慣の定着などに取り組んでいます。また、ふれあい・いきいきサロン事業では、サロン団体等に理学療法士などの専門職が定期的に出向くなどの、地域リハビリテーション活動支援事業を活用しながら、通いの場が継続し、さらに増加するよう地域づくりを促進しています。

15ページをお願いします。

次に、「②介護予防・生活支援サービス事業」についてですが、当該事業は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、要支援認定者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス等の多様な介護予防・生活支援サービスを提供しています。その中でも、地域のニーズや高齢者のニーズに柔軟に対応した支援が期待される住民主体の地域支え合い支援については、実施団体が少ないことから、全市域に拡充するよう取り組む必要があります。

16ページをお願いします。

次に、「6 安心して暮らせる地域づくり」の「(1)住み慣れた日常生活への支援」についてですが、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活用具給付等事業や配食サービス事業等を実施し、日常生活の支援を行っています。

このうち、在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業については、寝具類や介護用品の普及等に伴い、利用実績が少ない状況が続いていることから、事業の廃止を含めた在り方の検討を進めます。

次の、「(2)安心・安全な住環境の整備」についてですが、ひと

り暮らし高齢者等が、急病などの緊急時に簡単な操作で通報ができる緊急通報装置を設置し、緊急時の迅速な対応が実施できるよう取り組んでいます。令和6年度からは利用条件を見直し、住民税課税対象世帯も対象者に加えるとともに、利用者からの一部負担金の導入など制度の見直しを行いました。

17ページをお願いします。

次に、「(3)感染症への備え」についてですが、感染症対策の体制整備を図るため、すべての介護サービス事業所において、感染症の予防及びまん延防止のための指針や業務継続計画（BCP）の作成等が義務付けられたことから、津市が指定する介護サービス事業者に対して、運営指導や運営推進会議を通じて指導・助言等を行ってきました。また、住民主体のふれあい・いきいきサロンにおいては、感染症対策を講じながら、高齢者が安心して通える場所づくりに取り組むとともに、やむを得ず開催できない状況下でも、サロン運営者が電話等で参加者の安否や健康状態の確認等を行うなど、つながりを絶たない工夫が実践されました。

次の、「(4)災害への備え」についてですが、感染症対策と同様、災害が発生した場合においても、業務継続計画の作成等が義務付けられたことから、津市が指定する介護サービス事業者に対して、運営指導や事業所の避難訓練に実際に参加することで災害対策に関する問題点を共有するとともに、指導・助言等を行ってきました。また、高齢者や障がい者のうち、災害時に自ら避難が困難で、避難の確保を図るため特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、災害の発生に備えて、自主防災組織などの避難支援等関係者へ提供しています。

18ページをお願いします。

次に、「(5)高齢者の権利の擁護」についてですが、地域の権利擁護支援及び成年後見制度利用促進機能の強化に向け、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を津市成年後見サポートセンター内に設置し、令和6年度には、中核機関へ法律、医療、福祉関係者及び行政関係者による中核機関委員会及び地

域連携ネットワーク委員会を設置し、体制強化を図りました。

19ページをお願いします。19ページから22ページまでは、介護保険のサービスごとの利用状況等になります。

19ページから20ページにかけては、居宅サービスの利用状況を、20ページの下段から21ページにかけては、地域密着型サービスの利用状況を記載しています。

22ページは、介護施設サービスの利用状況を記載しており、介護老人福祉施設については、令和8年度に80床を整備する計画で、これにより、1事業所が令和9年4月1日に開設する予定となっています。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の多様な介護ニーズの受け皿として増加を続けていることから、三重県と情報共有や連携を図り、今後もニーズの把握を行い、適切な住まいが提供されるよう努めていく必要があります。

23ページをお願いします。

次に、「(4)家族介護者支援の推進」についてですが、紙おむつ等給付事業を実施し、介護をする家族の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続を支援しています。

なお、国からの通知を受けて給付要件の見直しを行い、令和6年度から本人課税者を給付対象外としています。

また、津市社会福祉協議会への委託により、家族介護予防教室を開催し、介護方法の習得や介護者の気分転換の場の提供などに取り組んでおり、令和5年度からは、介護家族が参加しやすいよう土日の開催やオンラインを活用した開催を実施しています。

24ページをお願いします。

次に、「(5)介護給付の適正化」についてですが、要支援・要介護認定者の増加により、介護給付が増加する中、ケアプランや住宅改修等の点検、介護サービス事業所に対する適正な運営に向けた指導・助言を行い、介護サービスが適正に提供されるよう努めています。

最後に、「(6)介護人材の確保、業務効率化の取組」についてで

すが、介護 人材の確保を図るため、三重県等と連携するとともに、介護現場で働く職員の全体的な賃金の底上げとなるような処遇改善加算の更なる拡充について、国への要望を行っています。また、令和 8 年 1 月 1 日から電子申請・届出システムの受付を開始し、介護サービス事業者の事務に係る負担軽減や業務の効率化を図っています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

渡部委員長 ありがとうございました。次期高齢者福祉計画・介護保険事業保険計画について詳細を説明していただきました。

それでは、委員の皆様、ただいまの説明に関して、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。はいどうぞ。

永田委員 最後に介護人材の確保ということが書いてあったのですが、今介護業界は危機的状況になっています。介護の仕事をしてみようという高校生がほぼいなくなっています。これは 2024 年から突然始まっています。それまではそこそこいたのですが。なぜかという、介護の仕事に対するイメージがとんでもなく悪くなった。原因はほぼわかってるのですが、どうイメージが悪くなったかという、給料が安い、仕事がきつい、それから腰痛になる。このことを言っている人がいるのです。この人の意見がものすごく大きい。それで、もうほぼ高校生で希望する人がいない。大学はもうずいぶん前からいなくなっているのですが、ついに高校生も来なくなった。で、だんだんと外国人に頼らないといけないようになっているのですが、かといって、処遇改善加算などがあって、そこそこ給料が出せているところもある。出せていないところもある。おそらく二極化している。処遇改善加算が、かなり小さいところは十分とれてないようなのです。大きいところはそこそこ取ってると思うのですが、なかなか条件がきつくて、それからいろいろ書類を提出しないとけないということで、二極化している。

それにしても、とにかく全体的なイメージが悪くなってるので、どんな業界でもそうですけど悪いところもあればいいとこ

ろもあるということで、とにかく給料が安い、きつい、腰痛になるということが、取り組みをしているところはそうじゃないんですよっていうような、なにか中学生、高校生ぐらいいに対して、いろいろな呼びかけの機会を設けていただきたいと思います。

渡部会長 介護人材が不足して、これからも伸びないんじゃないかという御意見ですか。

永田委員 そうです。

事務局（中津） 今委員がおっしゃっていただいたとおり、介護人材の問題も全国的な問題でございます。今回、来期の介護保険事業等計画を作る上で、国が今示されている指針におきましても、この介護人材の確保は重点的な課題として取り上げられています。その中でまず都道府県でそういった人材推計をして、それを市町村で、重点項目を連携しながらやっていくとはなっているのですけれども、今後国から示される部分もあると思います。それに加えて地域の実情に応じた部分もあると思いますので、そういった点も踏まえながら、おそらく今お話いただいたとおり、すぐに解決できる内容ではないという気もするのですが、そこはやはりイメージという部分もございますので、国が掲げる指針とともに県と市で連携しながら、少しでも改善できるように検討していく形になると思います。

永田委員 うちの法人だけの話ですけども、かなりそれを解消するように努めているのですが、あまりここでこうしています、というのなんですし、全体にそうなのかというと必ずしもそうでないところもありますので、なかなか難しいと思いますね。

渡部委員長 他にどなたか御意見御質問はありますか。

高林委員 将来的な視点で少しお話を聞かせて欲しいのですが、津市

において安心して暮らせる地域づくり、特に高齢者が中心になると思うのですけれども、こういったところにいろんな政策とか具体的な活動をそれぞれ挙げていただいている、実績もあげていただいている。それはよくわかりました。

ただ、市民の立場に立たせていただくと、結局必要なニーズに対して、あるいは市民に対して、複数のいろんな課題がある。例えば感染の問題があるケースもあるし、孤独に対する対応をする必要があるなど、いろんな方がいらっしゃる。問題を複数抱えてみえる方が、私が見ている限り意外と多いと思うのです。ただ、今の仕組みの中では、縦につながってしまう。関係機関はあるのですけれども、そこからその御利用者に対してのいろんな関わりをしていただくと、実はその方は違うニーズを持っている、そうするとまた違う機関が関わる。現場の中ではそういうことがわりとあるのですけれども、その対象に該当する高齢者あるいは障がいを持った方をデータベース化するというのは難しいですか。

プライバシーや個人情報の問題もあると思いますが、それができると、関係する障がいであるとかその方の抱えている生活の課題と関係機関とがリアルで直結できると、対応が即座にできる。行ってみたら、この部分も駄目じゃないか。ではその関係機関につなぐ、そんなことに私たちはなっている。そこはもったいないなと思っていて、該当する方々が、どの程度いらっしゃるかは別にしまして、それと当然考えていかないといけないのは個人情報を守る、守秘義務との絡みはあると思うのです。そういった形で地域全体、あるいはその必要な方々のベースとなる情報が一本化されて、関係する機関や制度もたくさんあるので、うまくリンクしたら、即時性とか効果とかがもっと大きく上がってくると思うのです。そういうことを感じています。すぐにどうこうではないのですが。

事務局（中津） 地域のネットワークがうまく回ればということですね。現に取り組んでいる施策の中で、まずは総合相談という入口のところでしっかり聞き取って、関係するところへつなぐということ

をやってございますので、まずその総合相談の部分に力を入れていくべきだろうとは思いますが、それぞれの施策で今まで積み上げてきたものがあるので、一旦それを全部ゼロにして、ネットワークを作れば早いと思うのですが、なかなか現実的ではないですし、実際に地域で活動されている方々もおられる中でいかにつないでいくかという部分だと思うのですが、なかなか一朝一夕にできるものではないのも事実です。

あと、おっしゃっていただいたとおり個人情報問題等もございますので、その法的な整備ももちろんないと動きづらいところがあります。大きな方向性としては、おそらくもうそうしていかないと、これから2040年に向けて、日本の人口減少で生産人口が少なくなっていくなかなか難しい状況を迎えますので、それはこの今後の計画に落とし込んでいく部分かと思います。

高林委員 全国に先駆けて津市さんに進んでいただきたい。

村瀬委員 今、高林委員が言われたように津市は重層的支援体制の整備事業は採択しなかったのですけれど、その事業の中にそういうデータベース化する事業がないのかということと、津市で採択されず、連携でとされた理由。29市町の中で半分以上のところは重層的支援体制整備事業をしたと思うのですけれども、そのあたりを分かっている範囲で教えていただけたら。

事務局（中津） 三重県下で見れば、ほぼほぼ重層支援をやっています。津市がやっていない理由は、今話したとおり、既存の仕組みがございまして、その中で対応していく。重層的支援をやる場合は、おっしゃるとおり、統括する部門、新しい職員が必要になる。そのあたりの体力的なもの、今あるものをブラッシュアップしていくもの、どちらを選ぶかという時に津市は後者を選んで今取り組んでいる状況です。ただ、そういった例えば重層的支援で今の課題を解決することを全て否定するわけではなく、そういった方向もあると思いながら、今あるもので進んでいる状

況です。

今後、そういった重層的なものを活用する部分があれば、もちろん検討材料になると思うんですが、今のところ採択しなかった理由というのは今ある既存の仕組み、既存の職員、それから取り組むことによって新たな専門的な人材が必要になるという中で、そういう選択をしたということです。

武田委員

よろしいでしょうか。専門なので少しだけ。重層的な支援体制を整備すると支援会議という組織体ができるので、その中では参加者で個人情報共有できるということで、ある先進的な自治体の取り組みでは、その中に金融機関に権利擁護の側面から入ってもらって、こういう利用者さんがいて、こういう課題があるということと一緒に共有できる仕組みを作れることもあるので、今後津市がどのように考えられるか。

今回の特別国会で社会福祉法の改正がありましたので、今までの枠組みとは少し違った形で利用しやすくなるのかなと思いますので、また検討をしていただければなと思っています。

渡部委員長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

小出委員

災害への備えのところなんですけれども、避難行動要支援者名簿を作成していただいているということですが、我々介護支援専門員も個々に利用者さんのお宅に伺って、その人に合った避難先がどこかという確認はそれぞれさせていただいているところで、もちろんBCPの作成もさせていただいて、訓練や研修の方も日々積んでいるところなんですけど、ぜひこの避難行動計画などの策定に、介護支援専門員も関われないかなと考えてます。

事務局（中津）

避難行動要支援者名簿に関しましては、支援等関係者の方には提供させていただけるという条例上の決まりがあります。各個人の方が個別避難計画を策定するに当たってはもちろんケアマネジャーを含め、民生委員児童委員さんとか、そういった関

係する方々で個別避難計画を作成できると思いますので、そういった中で携わっていただきながら、個人単位の避難計画を考えられるのかなと思います。

村瀬委員

ちょっと関連で。

私自治会長をやっているのですが、個別避難計画の策定は自主防災会や自治会長がやっているのですが、確かに、前もちょっと会議で申し上げたのですが、災害時にデイサービスに行っていて留守とかそういう情報を、介護関係の事業所なりケアマネジャーさんと連携をしないと、地域の方々から災害が起こったときに、家にいないわ、どうしたらいいの、というような話が実際は出てくると思うので、事業所も視野に入れた連携的なものも防災室に提案いただいてやっていただければいざ起こった時の体制としては非常に良いものになるのではないかと。

武田委員

それなんですけど、一昨年、津市の個別避難計画の策定に関わった自治会、自主防災会の方にアンケートをとりました。報告書は防災の方に提出させてもらってるんですけども、その中で出てきているのは、福祉関係の方との連携が取れずに、単に直接突撃して、本人に聞いて計画を立てているということがあって、福祉関係者、民生委員さんも含めてですけど、管轄する地域包括支援センターといったようなところとの連携が必要だっていう御意見を多数いただいています。あと、県内他市町の状況を調べたところ、津市は自治会や自主防災会の関係者を通じて個別避難計画を策定しているのですが、ある市ではケアマネジャーさんや障がい者の相談支援事業所に対して単価を示してお願いするなど、あらゆる手段を通じて、その方の情報を専門的に分析できる立場で作っているという実例もありますので、今後福祉と防災の連携を進めていただく必要があるかと思います。

渡部委員長

災害時の避難はいつ起きるかによっても全然違いますので、

どれぐらい関与できるかなど、なかなか難しい問題だとは思いますが。計画どおり本当に行くのかと気になっています。

他にどうですか。

武田委員 高齢者福祉計画ということなので一点お伺いしておきたいのですけれども、今回の社会福祉法の改正の中で中心的なものもあった、頼れる身寄りのない高齢者に対する支援に関する施策は、まだこの福祉計画には盛り込まれてはこないのでしょうか。

事務局（中津） 今回の社会福祉法の改正でそういった部分が触れられていると思うのですが、これがどういうふうに具体化されるのか、秋から冬にかけて国から具体案が示されると思いますのでその中身を見た上で津市として何ができるのか、どう計画に位置付けていくのかというのを、これから検討していきたいと思います。

渡部委員長 他によろしいでしょうか。

村瀬委員 ちょっと細かいことで教えて欲しいんですけど、15ページの緊急通報装置事業で、対象を課税世帯に広げられたのですが、実績数としては令和6年度以降、少しずつ減っている。これは一部負担金を導入した影響でこうやって減ってきているのでしょうか。

事務局（加藤） 令和6年4月から住民税課税世帯を対象者に加えて、事業の拡充を行ったんですけど、これを見る限りそこまでは人数的に増えてないという実情がありますので、今後どのように、市民に周知啓発をしていくのかは今後考えていかないといけないと思っています。

小出委員 関連ですみません。実際支援させていただいてると、やっぱり固定電話がないお家が結構増えてきておりまして、入れたいと思っても、導入ができないという実情がございますので、そ

ちらも踏まえて検討していただくとよろしいかと思います。

事務局（加藤） 固定電話を契約していない人が増えているということは事実として把握しています。そういった場合に固定電話の貸与事業をやっていますので、これを活用してもらったらいいいのではないかと思います。そこもやはり周知不足なのかなと考えております。その辺りについても今後考えさせていただきます。

渡部委員長 緊急通報装置や、８ページのＧＰＳ機能、ほとんど増えていないですね。

事務局（加藤） そうですね。利用者はそんなに増えてはいません。

高林委員 使用実績はどれぐらいですか。大体でいいのですけど。

事務局（加藤） 通報は、令和７年度でいくと、大体年間で８００件ぐらい。正しい通報で７００件ぐらい、誤動が１００件ぐらいでございます。

高林委員 そうすると１日２～３件ぐらい。

事務局（加藤） そうですね。

渡部委員長 年間８００件なら、結構利用されていますよね。

事務局（加藤） 緊急通報の件数的には、まずまずあるという状況です。

渡部委員長 はい、どうぞ。

横山委員 この議論の冒頭に、介護人材の不足という話があったので、少し思いついた話をさせてもらいたいのです。例えば、津市として介護人材を作るための講座をもっと設けていくとか。介護保険制度が始まる前はね、あちらこちらで介護人材養成講座が

あったんですね。公私ともどもいろんな組織でやっていて、実は私も講師をさせてもらったことがあるのですが。例えば三重短大にそういう講座を設けるということだとか、あるいは介護人材を希望する人に奨学金を出すとか、なにかそういう具体的な案を検討することはできないですか。

事務局（中津） とても大きな話ですので、方向としてないことはないと思うのですが、例えば他の保険者でそういうことをしているところなどを研究させていただくことで、今後考えていけるかどうかも含めて、参考にさせていただければと思います。

渡部委員長 介護人材を増やす方法も、少し検討していただければと思います。

永田委員 奨学金の話が出たんですけど、今まで奨学金というのは介護の仕事につきたい人が介護の勉強をする場合に、ということがほとんどだったと思うのですが、今うちで取り組みを始めているのが、全然介護に来ようと思ってないけど、例えば高卒で、大学に行きたいのだけど家庭の事情で働かないと無理という人に、介護の仕事に就きながら通信教育で大学を卒業するための奨学金を出す。そういうことをしていただいたら、かなり来てもらえるのではないかとということで、そういう奨学金があればいいのではないかというお話です。

渡部委員長 かなり大きな話になるので、また今後考えてください。介護しながら大学出て、違う業界に転職するとかね。

永田委員 踏み台にしてもらっていいです、ということで。

渡部委員長 次に、その他として、認知症初期集中支援チームの支援状況について、事務局の説明を求めます。

事務局（前山） それでは資料3の認知症初期集中支援チームの支援状況とい

うことで、地域包括ケア推進室から、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第2条第1項第6号にあります認知症初期集中支援チームの活動状況に関することとしまして、令和7年度津市認知症初期集中支援チームの実績報告をさせていただきます。

令和7年度の実績といたしまして、訪問支援を行った件数が66件、電話・窓口等相談のみの件数が52件、計118件となっております。

直近の3年間は令和5年度152件、令和6年度152件、となっております。

チームの支援実施の効果といたしましては、右下の表のとおり、初期集中支援チームの介入前と介入後を比較しますと、医師の診断がついたケースが介入前と後で43件から14件が医師の医療の診断がつき、医療サービスは12件、介護サービスにおいては20件、これまで医療機関への受診や介護サービスの利用のなかったケースをつなげることができました。

また、行動心理症状につきましては、31件から6件、改善につながっています。これらのことからこの初期集中支援チームが介入することにより、一定の効果がありました。

令和7年度の実績報告は以上となります。今後も認知症初期集中支援チームの運営において、適切かつ円滑に取り組んでまいります。

地域包括ケア推進室からは以上となります。よろしくお願いいたします。

渡部委員長 ありがとうございます。認知症に関しては、初期の状態で、薬を使う前に、いろいろすることが重要だということが新しいガイドラインで出てきていますのでいい試みだと思います。

この件に関してはよろしいでしょうか。

福本委員 1点よろしいでしょうか。この行動審理症状っていうのはどういう症状なのですか。

事務局（前山） 今気づきまして申し訳ないのですが、漢字が違っておりまし

て、「心理」が正しいです。本人さんの、家での状況などが、医療や介護につなぐことで落ち着いた症状に改善することです。失礼しました。

渡部委員長 他よろしいでしょうか。

武田委員 それでは貴重なお時間を頂戴して、本委員会は地域包括支援センターに関する事項も所管しているということでしたので。

昨年度、三重短期大学の地域連携センターで政策研修を行いまして、津市と東員町からも職員が参加していただきました。その際に、私の方で三重県内の全包括支援センターに対して、複合的な課題、８０５０、ヤングケアラーといったような問題への対応状況と併せて、さっきも少し議論にありましたけれども、重層支援を実施している自治体に所属する包括の状況といった点も含めて調査をさせていただきました。印刷した報告書がお配りできなかったもので、手作りのものをお配りしています。

様々な内容を聞いているのですけれども、全体像としては２ページ目の調査結果のポイントにまとめさせていただいて、

「地域包括支援センターが高齢者支援を入口としながらも精神疾患や障がいのある家族、経済的困窮、８０５０、孤立など、世帯全体にまたがる複合的課題に日常的に対応している実態が示された。特に経済的困窮と介護が重なる世代、精神疾患や障がいのある家族への支援、孤立状態にある世帯への対応は、多くのセンターで経験されており、高齢者本人に限定されない包括的な支援の必要性が顕在化している。また、多機関連携については、高齢福祉担当課、介護保険担当課、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などとの連携は比較的形成されている一方で、児童相談所、学校、ハローワーク、精神保健福祉センターなど、高齢者支援の枠組みを超える分野との連携には課題がみられた。このことは複合的課題への対応において、既存の地域包括ケアのネットワークだけでは十分に対応しきれない領域が存在することを示唆した。

さらに、連携を阻害する要因として、個人情報壁、本人・

家族などの支援拒否、支援文化の違い、司令塔役の不明確さなどが挙げられた。自由記述においても行政内の役割分担、責任の所在、アウトリーチ機能、人員・賃金財源の確保、情報共有の仕組みに関する要望が多く示されている。これらの結果から、複合的課題への対応は個別職員の努力や経験だけでは限界があり、組織的かつ制度的な支援体制の構築が不可欠であると考えられる。

重層的支援体制整備事業については、実施自治体に所属する回答者では公式な連携の場やアウトリーチ、多機関協働の強化に一定の効果が見られる一方で、理念の未浸透、役割分担のあいまいさ、人員不足、業務量の増加が課題として示された。未実施自治体に所属する回答者では、環境のアウトリーチ、包括的相談への期待が高く、とりわけ司令塔機能や公式な連携の場に対する必要性が強く認識された。したがって、今後は制度導入の有無に関わらず、現場が納得できる役割分担、人的・財政的基盤、分野横断的な調整機能を整備することが重要である。」とまとめさせていただきました。

またお時間があれば御覧いただければと思います。以上です。

渡部委員長

ありがとうございました。

こういうデータは非常に貴重だと思いますので、今後の参考にしていただけたらと思います。

他に何かありますか。

村瀬委員

次回は10月に予定されていますか。

というのは、多分9月ぐらいを基準にまとめられる予定ですけど、実は被保険者等が一番関心があるのは保険料等の問題だと思います。保険料の決定というのは国の介護報酬が決まってくる年末に近い時期が今まで多いわけですけども、そういうことで、実際には遅くなって、パブリックコメント等でも記載されずに、パブリックコメントをするという形に今までなっているのですが、パブリックコメントのときに保険料の額等の設定の記載があるところも、四日市など25保険者の中でも

ありますので、できたらその見通しを、一番関心が高いと思いますので、時期的なことも含めて、パブリックコメントが形式的なものにならないような方向で検討いただけたら有り難いと思います。今度のときには、保険料額に密接に関係する基金の残高等、9月末現在にならざるを得ないと思うんですけど、その額も示していただけたら関連で有り難いと思うのですけれども。御検討いただきたいと思います。

事務局（中津） 内部の調整等々もございますので先ほどお示ししたようなスケジュールで今年も考えてございまして、保険料、サービス量、それから報酬改定という中で、10月はかなり難しいと思います。あとはパブリックコメント段階でも出せるかどうか。実際やっておられる保険者さんもおられるとは思いますが、検討はさせていただきますが、私どもとしてはお示ししたスケジュールを今考えております。

それと、基金に関しては9月の決算が終わりましたらお示しできるかと思います

渡部委員長 よろしく検討をお願いします。

それでは、よろしいですか。

本日は貴重な御意見いろいろありがとうございました。これをもちまして本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了します。委員の皆様方にはお忙しい中長時間ありがとうございました。

事務局（坂本） 渡部委員長ありがとうございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議を頂きありがとうございました。次回の当委員会は、先ほどスケジュールでお示ししましたとおり、10月頃の開催を予定しております。開催は、委員長とも相談した上で各委員の皆様に御案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。